

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書を定める件」等の改正について

消防用設備等の点検の実施の合理化を図り、また、消防用設備等について近年行われている技術基準の改正等に対応するため、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書を定める件」(昭和50年消防庁告示第3号)、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号)及び「消防法施行規則の規定に基づく消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」(平成元年消防庁告示第4号)について、下記のとおり、その一部を改正したことから、貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるようお願いいたします。

あわせて、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 改正の概要

(1) 「消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書を定める件」(昭和50年消防庁告示第3号)

ア 点検の統合

「外観点検」、「機能点検」、「作動点検」を統合し、「機器点検」として位置づけた。

イ 点検対象の追加

操作盤を点検対象として追加した。

ウ 点検結果報告書の様式の改正

(ア) アに伴い、点検の名称を修正した。

(イ) 総括表について、点検の際の立会者を消防用設備等ごとに記入できるように立会者の欄を修正した。

(2) 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号)

ア 点検基準の改正

(ア) 点検の統合に伴う改正

現行の概観点検、機能点検及び作動点検の基準を機器点検の基準に統合した。

(イ) 技術基準の改正に伴う改正

次の事項について、規定の追加、修正を行った。

屋内消火栓設備

易操作性1号消火栓の規定追加【平成9年省令改正】

スプリンクラー設備

排水設備の規定追加【平成8年省令改正】

不活性ガス消火設備

消火設備の名称変更【平成13年政令改正】

制御盤の規定追加【平成13年省令改正】

隣接区画安全措置の規定追加【平成9年省令改正】

圧力上昇防止装置の規定追加【平成13年省令改正】

ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備

制御盤の規定追加【平成13年省令改正】

圧力上昇防止装置の規定追加【平成13年省令改正】

誘導灯

信号装置等の規定追加【平成11年省令改正】

排煙設備

構成機器ごとの規定追加【平成11年省令改正】

自家発電設備

燃料の種類の変更【平成13年告示改正】

操作盤

操作盤の点検基準を新規に規定【平成8年省令改正】

(ウ) 長期間使用している機器に対する点検事項の追加

長期間使用している機器について、点検事項を追加した。

屋内消火栓設備、屋外消火栓設備等の消防ホースの耐圧性能の追加

連結送水管の配管の耐圧性能の追加

(エ) その他

表現の適正化等所要の改正を行った。

イ 点検票の様式

(ア) 様式の追加

操作盤の点検票(様式第27)を追加した。

(イ) 様式の改正

点検基準の改正に伴い、様式を改正した。

(3) 「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」(平成元年消防庁告示第4号)
消防用設備等の基準の改正にあわせて、試験結果報告書の様式を改正した。

ア 様式の追加

様式第29(操作盤)を追加した。

イ 様式の改正

様式の修正を行った。

(ア) 様式第2(屋内消火栓設備)

易操作性1号消火栓を追加

(イ) 様式第3(スプリンクラー設備)

排水設備の規定追加

(ウ) 様式第6(不活性ガス消火設備)

設備名称の変更、制御盤の規定追加、隣接区画安全措置、圧力上昇防止装置

(エ) 様式第7(ハロゲン化物消火設備)

制御盤の規定追加、圧力上昇防止措置

(オ) 様式第8(粉末消火設備)

制御盤の規定追加

(カ) 様式第17(誘導灯)

種別の変更に対応

(キ) 様式第19(排煙設備)

構成機器ごとの項目追加

(ク) 所要の改正

その他点検の統合に伴う改正等を行った。

2 施行期日等

今回の告示の改正は、平成14年7月1日から施行することとする。

また、点検結果報告書、点検票、試験結果報告書の様式については、施行後1年間は、従来のものを用いることができることとされた。

なお、点検要領、試験要領等については、追って通知する。

事 務 連 絡
平成14年 3月19日

各都道府県消防主管課 殿

消防庁予防課

「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書を定める件」等の改正について（事務連絡）

標記につきましては、平成14年3月12日付官報号外第46号の写しを別添しますので、ご参照下さい。。